

同意第 2 号

山陽小野田市教育委員会の委員の任命について

下記の者を山陽小野田市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

住 所 山口県山陽小野田市住吉本町一丁目 2 番 8 号（本町）

氏 名 嶋本 顕

生年月日 昭和 4 0 年 5 月 8 日

提案理由 中村眞也委員の任期が令和 7 年 5 月 3 0 日をもって満了するため

(参 考)

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

(任命)

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 略

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

○ 現在の委員

	竹	田	佳	枝	(R4.5.31 ～ R8.5.30)
◎	中	村	眞	也	(R3.5.31 ～ R7.5.30)
	河	村	芳	高	(R6.5.31 ～ R10.5.30)
	末	永	育	恵	(R5.5.31 ～ R9.5.30)

経 歴

本 籍 兵庫県神戸市

現住所 山口県山陽小野田市住吉本町一丁目2番8号（本町）

しま もと あきら

嶋 本 顕

昭和40年5月8日生（60歳）

学 歴

平成2年3月 東京都立大学理学部卒業

平成4年3月 横浜市立大学大学院総合理学研究科修了

平成7年3月 九州大学大学院理学研究科単位修得退学

平成10年3月 九州大学大学院理学研究科学位取得（理学博士）

職 歴

平成7年4月 株式会社エイジーン研究所（厚生省医薬品機構プロジェクト）

平成13年4月 株式会社ジーンケア研究所（ターゲット探索部部長）

平成18年4月 広島大学大学院医歯薬学総合研究科准教授

平成30年4月 山口東京理科大学薬学部教授（再生医療学分野）

令和6年4月 山口東京理科大学副学長（社会連携推進担当）

公 職 歴

令和 6 年 1 月

～

山陽小野田市都市計画審議会委員

令和 7 年 4 月

団 体 歴

該当なし

同意第2号参考資料



(氏名) 嶋 本 顕

令和7年5月23日

山陽小野田市教育委員会の委員としての抱負

嶋 本 顕

この度、山陽小野田市教育委員にご推薦いただき、誠に光栄に存じます。これまでの民間企業及び大学教員としての経験や地域活動を通じて、市が掲げる「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向け、教育委員として全力を尽くす所存です。

私はこれまで山陽小野田市において、薬草を活用した健康講座の企画や、文化協会による協創支援事業などの活動を通じて、地域の方々と協力しながら学びの場を広げてきました。また、大学では社会連携推進担当副学長として、教育機関と地域がともに発展する仕組みづくりにも取り組んでおります。こうした経験を生かし、小中学校と大学の教育連携や、学校教育と地域社会が有機的につながる仕組みを強化し、子どもたちが実社会と関わりながら学べる環境づくりに貢献したいと考えております。

教育は個々の成長を支えるだけでなく、地域の未来を創る基盤となるものです。これからの時代に求められる「探究心」「創造力」「協創力」を育む教育を推進し、子どもたちが自らの可能性を広げ、未来に向かって挑戦できる環境づくりをサポートしてまいります。

山陽小野田市の教育のさらなる発展のため、より良い教育環境の実現を目指して努力していく所存です。何卒、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。